

「別 記」

平成25年村上市条例第 号

村上市景観審議会条例

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成の推進に関し必要な事項を調査審議するため、村上市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、村上市景観条例（平成25年村上市条例第 号）の規定により定められた事項を調査及び審議する。

2 前項に定める事項のほか、審議会は、良好な景観の形成に関して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 市民を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させる場合は、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該審査事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(村上市附属機関設置条例の一部改正)

2 村上市附属機関設置条例（平成20年村上市条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部歴史的景観審議会の項を削る。